

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
羽生市	上川俣（上川俣の限定集落）	令和3年3月31日	令和5年2月21日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1

注：④の面積は、「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の農地の大部分は基盤整備実施済みで、中心経営体への集積も進んでいるが、今後10年間で高齢による離農者が増えることが予想されるため、担い手の育成が課題である。 ・基盤整備を実施しているため耕作しやすいが、アンケート回答者の約75%が「後継者がいない」としていることを踏まえると新規就農者を含め、今後、中心となる担い手の発掘を目指す。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じた農地集積・集約により中心経営体へと促すとともに、兼業農家との調整により農地の有効活用を促進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体に集積・集約化し、分散作圃を解消する。
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地区内農業を将来にわたり支えていくため、離農する前に、後継者、認農農業者、認農新規就農者に地区の話合いの場等で声掛けを行うとともに、話し合いの場に受け手がいない場合は、入作を希望する中心経営体の受入れを促進する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	増田 一幸	水稻	6 ha	水稻	7 ha	上川俣
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1 人		6.00 ha		7.00 ha	

注：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、今後個人の認定農業者になる予定者は「認農(予定)」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>・ 地区における十分な話し合いのもと中心経営体を中心とした農地集積を図るとともに、入作を希望する認農農業者や認農新規就農者の受入れを促進することにより対応する。</p>
<p>・ 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則機構に貸し付けていく。</p>
<p>・ 畦畔除去等による区画拡大を実施し規模拡大を図る。</p>